

京都府農林水産業の競争力強化について

【担当省庁】内閣官房、農林水産省

- 1 T P P 協定の締結による影響が特に大きいとされる農林水産分野において、競争力のある産地育成・生産力強化に向け、「強い農業づくり交付金」の十分な予算を確保するとともに、京都府の事業を採択していただきたい。

< 京都府の予定事業 >

若い農業者による先進モデルとなるトマト養液栽培共同利用施設の整備
抹茶の輸出拡大のための G A P に対応した製茶工場や荒茶取引斡旋施設の整備

- 2 農林水産物・加工品の輸出を強化するため、国ごとに異なる農産物の残留農薬基準や放射性物質の規制措置について、科学的なデータに基づき、統一が図られるよう、国家間交渉を進めていただきたい。

輸出対象国にその農産物の生産がない場合、その国の残留農薬基準がないため、コーデックス委員会の低い暫定基準に準じていることが多く、日本から輸出する際の課題

コーデックス委員会：FAO・WHOにより設置された消費者の健康保護・食品の公正貿易確保を目的とする政府間機関（加盟国 185 カ国）

- 3 「6次産業化ネットワーク活動交付金」の十分な予算を確保いただくとともに、商品開発や販路開拓への支援も幅広く対象としていただきたい。

28年度予算概算要求において、27年度まで対象となっていた商品開発や販路開拓の支援が原則対象外に

< 農林水産省の概算要求 >

- ・強い農業づくり交付金 345 億円（27年度予算額 231 億円）
国産農畜産物の安定供給のため、生産から流通まで強い農業づくりに必要な共同利用施設整備等を支援
- ・6次産業化ネットワーク活動交付金 29 億円の内数（27年度予算額 27 億円の内数）
地域の創意工夫により、農林漁業者と食品製造・流通業者等の多様な事業者が連携したネットワークを構築して行う6次産業化等の取組を推進

【現状・課題等】

- 1 農地集積の加速化など規模拡大路線だけでは、中山間地域が多く経営規模の小さい京都府農業は守れないことから、6次産業化などの付加価値を高める農業支援など、地域農業の実情に合わせた対策が必要

- 2 各国の残留農薬基準は、農薬メーカーが農薬の残留データ等を揃え申請しており、認可されればその数値が基準となるが、その国に対象となる農産物の生産が無い場合、メーカーが申請しないため、その国の基準が無いことになる。

その場合、国際的な政府間機関であるコーデックス委員会が設定する農薬の暫定基準に準じることが多いが、茶の農薬は新規剤が多く、暫定基準の設定が追いつかないため、結果的に、著しく低い基準が設定されている。

緑茶に対する残留農薬基準			(単位：ppm)
農薬名(殺虫剤)	日本	米国	E U
アセフェート	10	0.02	0.05
アバメクチン	1	0.01	0.02
クロルピリホス	10	0.1	0.1
シフルトリン	20	0.05	0.1
スピノサド	2	0.02	0.05

京都府農林水産部農産課調べ

(原発事故後の各国の規制措置)

- ・ 放射性物質検査証明及び産地証明書：中国
- ・ 産地証明書：韓国、シンガポール、ドバイ
- ・ 輸入国でサンプル検査：香港、E U、ロシア、米国
- ・ 規制なし：タイ (H27.5 月解除)

(H27.10.23 現在 農林水産省HP から、京都府、茶のみを抜粋)

- 3 「6 次産業化ネットワーク活動交付金」は、28 年度予算概算要求において、27 年度まで対象となっていた商品開発や販路開拓の支援について、支援対象が専門家派遣のみとなったため、それ以外についても引き続き対象とすることが必要。

【参考】

宇治茶の輸出拡大

農林水産省が掲げる 2020 年に緑茶輸出 150 億円に倍増するには、宇治茶の輸出拡大が不可欠であるが、大手飲料メーカーでは、GAP 認証を取引条件にするところも現れており、今後、農林水産省が策定予定の輸出用 GAP に沿って生産したお茶のみを取り扱う製茶工場や荒茶取引斡旋施設の整備が急務

(近年、日本からの緑茶の輸出が増加傾向で推移)

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
輸 出 量	2,351t	2,942t	3,516t
輸出金額	51 億円	66 億円	78 億円

資料：財務省「貿易統計」

(輸出に取り組む茶商の声)

「国ごとに残留農薬基準が異なるため、輸出用には無農薬の茶を出しているが、高品質な宇治茶生産には、農薬防除は必須」

【京都府の担当課】

農林水産部 農産課 075-414-4961